



114相続定期預金の取扱いを開始します ～ご家族への大切な想いは百十四銀行がお預かりします～

百十四銀行（頭取 森 匡史）は、2024年12月23日（月）より「114 相続定期預金」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

「114 相続定期預金」は、相続によりお受け取りになったご資金を原資とする定期預金に対して、特別金利を適用するものです。

当行は、今後もお客さまのニーズに幅広くお応えできる商品の提供につとめてまいります。

記

1. 商品概要

名 称	114 相続定期預金
ご利用いただける方	相続によりご資産を受け継がれた個人のお客さま ・ 当行以外の金融機関にて相続手続きを行い、受け継がれたご資金も対象となります ・ 相続により取得された不動産や株式等の換金代金や生命保険金も対象となります
適 用 金 利	3 か月もの円定期預金の店頭表示金利+年 1.0% ・ 適用金利は初回満期日までの適用となります
預 入 期 間	3 か月（自動継続扱い）
預 入 金 額	100 万円以上、1 億円以内(1 円単位) ・ 相続により受け継がれたご資金の範囲内となります
留 意 事 項	・ 店頭のみでの取扱いとなります ・ 定期預金の作成は、相続財産のお受取日より 1 年以内となります ・ 他のキャンペーン等の金利上乗せとの合算はできません ・ 当行以外の金融機関で相続手続きを行ったお客さまは、相続時期等を確認する書類の提示が必要になります ・ 金融情勢等により、取扱期間中でも適用金利を変更する場合や取扱いを中止する場合があります

2. 取扱期間

2024年12月23日（月）～ 2025年9月30日（火）

以 上